

憲法審査会の運営に関する申合せ

平成二十三年十一月二十八日

憲法審査会幹事会

憲法調査会以来の先例を踏まえ、次のように申し合わせる。

○会長が会長代理を指名し、第一会派又は第二会派のうち会長の所属しない会派の幹事の中から選定する。